

# 田原市環境保全条例（案）の要綱

環境保全への対処のため、「公害の防止」、「生活環境の保全」、「地球温暖化の防止」に関して規定し、新たに田原市環境保全条例を制定するものであること。

## 1 総則

### (1) 目的

市民の健康の確保及び環境への負荷の低減を図ること、本市の良好な生活環境を保全することを目的とすること。

### (2) 市等の責務

市は公害防止・市民の健康の確保・生活環境の保全及び地球温暖化防止に必要な施策を実施すること、市民等は生活環境の保全及び地球温暖化防止に自ら努めるとともに市が実施する施策に協力すること、事業者は公害の防止及び生活環境の保全上の支障の防止に必要な措置を講ずるとともに地球温暖化の防止に取り組み、市が実施する施策に協力すること、公害防止協定の締結をすることなどの責務を負うものであること。

## 2 公害防止に関する施策

市長は、公害防止に資する公共施設の整備、公害防止協定の締結、公害の監視、測定、知識の普及等に努め、並びに小規模事業者が行う公害防止のための施設の整備等に対し助成等を行うものであること。

## 3 生活環境の保全

### (1) 義務

空き缶等の散乱防止、犬、猫等のふんの適正処理、悪臭の防止及び草木の管理を義務付けるものであること。

### (2) 重点区域

空き缶等の散乱防止、犬、猫等のふんの適正処理を推進するため、生活環境を保全する必要があると認める区域を重点区域として指定できるものであること。

### (3) 指導又は勧告

空き缶等を投棄した者、犬、猫等のふんを放置した者、悪臭を発生させ周辺環境を損なわせた者及び草木の管理を怠り公共の場所を害した者に対し、違反行為を中止し、適正な措置を講ずるよう指導又は勧告できるものであること。

### (4) 命令

重点区域については、勧告に従わない者に対し命令を行うものであること。(第19条)

### (5) 公表

規定に違反し、勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名、住所及びその違反の状況を公表するものであること。

#### 4 地球温暖化の防止

何人も温室効果ガスの排出抑制等の努力義務を負い、市は地球温暖化対策に関する計画を策定し、市民等及び事業者はこれに協力するものとする。

#### 5 雑則

条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

#### 6 罰則

重点区域において、空き缶等の投棄、犬、猫等のふんの放置の違反者で市長の命令に従わなかった者を2万円以下の過料に処するものである。

#### 7 施行期日

平成28年4月1日から施行するものである。ただし、6については、平成28年10月1日から施行するものである。